

成年後見はいま

開始20年

(上)

認知症などで判断能力が低下した人の生活と財産を、家庭裁判所に選ばれた親族や法律の専門家が守る「成年後見制度」。以前から使い勝手の悪さが指摘されている。認知症患者が増える中で利用は伸び悩み、銀行業界には制度を使わなくても、高齢者の預金引き出しを親族に認める動きが出てきた。市民を悩ませているのは、第三者が後見人になり、報酬の支払いも生じる点。実際に直面した一つの家族の例から課題を考えたい。(編集委員・河野賢治)

九州の50代夫婦は、今も納得がいかない。「なんで家族でない人が後見人を選ばれたんですかね」

妻は昨年春、母を亡くした。本人の預金解約のため銀行に行くと、遺産分割協議の話になった。相続人となる妻の弟は精神疾患で長期入院中。行員に「弟さんに後見人をつけた方がいい」と勧められた。

夫婦は家裁に制度利用の申立書を提出。後見人の候補者は妻の名前を書いた。

そこで不安になった。仮に専門家が就任すれば、弟の財産から報酬を支払うことになる。家

家族じゃない人が、なぜ

報酬を払うために財産が減っていく

裁判も「家族が必ず後見人になるとは限りません」と言われた。申請の取りやめを担当職員に伝えたが、一度申し立てると家裁が許可しない限り取り下げはできない。制度は本人保護を目的としており、後見人の人選を不満とする取り下げは難しい。やはり認められなかった。

後見人になれない人として、民法は破産者などを挙げる。また一般的に、親族間に対立があると身内は就けない。「うちは破産してはいないしトラブルもな

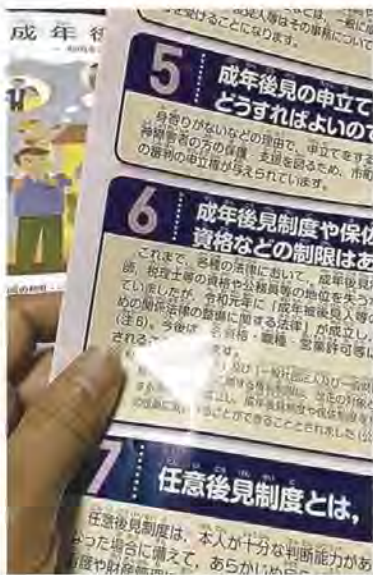
判決結果が郵送されてきた。「やつぱり」。夫婦で落胆した。審判内容に異議を申し立てることはできるが、人選に不服を訴えることはできない。制度利用はルール上、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまで続く。弟は50代。状態が上向くのは難しく、死亡時まで報酬を支払い続ければ相当な額になる。夫は「弟さんの貯金は、両親が本人の将来を心配して、こつこつためてきたもの。生涯そこ

い。妻がなれるかと思っていた。夫は振り返る。

担なのに」。異議申し立ての決まりを問題視する。司法書士は就任すると、弟の財産調査や年間収支計画の作成を進めた。日常的な支払いに使う預貯金は後見人が管理し、普段使わない多額のお金は別の口座に預金して、臨時の出費があ

う不満は全国で出ている。最高裁の集計では2020年、後見人の約8割は親族以外が就いている。制度が始まった00年度は逆に親族が9割を占めていたが、財産の使い込みなどの不正が相次ぎ、専門家が担うようになつた」とされる。

認知症患者は25年に700万人に達する推計がある中、20年の制度利用者は約23万2千人。国は普及のため、親族を後見人を選ぶことと不正防止を両立する施策を続ける。19年には最高



成年後見制度のパンフレットを見る夫。家族の希望はかなわず、妻の弟の後見人には司法書士が就いた

生きる

働く

2000年開始 判断能力低下した人の権利を守る

成年後見制度は、判断能力が低下した人に代わり、後見人が生活に関する手配や財産管理をして権利を守る仕組みだ。介護保険制度と同じ2000年4月に開始。高齢者が介護サービス事業所を利用する際、契約に支障が生じるとして手続きを助ける狙いもあった。制度は、判断能力が落ちた後に利用する「法定後見」と、衰える前に手続きする「任意後見」に分けられる。法定後見には三つの類型があり、認知機能の低い順に「後見」「保佐」「補助」に分けられる。利用は家庭裁判所に申し立て、家裁が類型や、誰を後見人にするかを決める。法定後見では、財産管理の「代理権」や、本人がした契約の「取り消し権」などが後見人に与えられる。遺贈業者から高額商品を買取り消すことができる。後見人への報酬は業務内容や、本人の財産に応じて家裁が決める。基本報酬の月額目安は2万円。管理する財産額が1千万円を超えて5千万円以下だと3万14万円、5千万超は5万16万円。後見人が特別な業務をすれば追加報酬が上積みされる。制度利用は、預貯金の管理が契機になることが最も多い。判断能力が衰えた人の預貯金の引き出しや解約は、本人の意思確認が必要で家族でもできないため、利用につながっている。

裁が、後見人を適性のある親族から選ぶことや、交代も柔軟に進める考えを全国の家裁に伝えた。夫婦の例も、それに沿った対応とみられる。それでも2人の疑問は尽きない。報酬額は家裁が決めるもの

の、詳細な内訳は示されなかった。「司法書士の方はそれなりの仕事をしてくれたから、費用がかかるのは仕方ない。でも細かいのはどうか」申し立ての取り下げが自由にできず、家族以外を後見人にした理由が示されないのも不思議に思う。

夫は訴える。「一番大きいのは、専門家が選ばれたら報酬を本人の財産から支払い続ける点。財産を守る制度なのに逆に減っていく。今の運用のままでいいんですかね」(次回は6月1日掲載予定)

成年後見はいま

開始20年

⑦

福岡市の男性(76)は、成年後見制度にいい印象があった。これまで親族の後見人を2度務め、本人をみとつてきた。ともに報酬は受け取らなかった。

「家庭裁判所に任ざれて本人の通帳を預かるから、『勝手にやっているわけじゃない』と身内も分かってくれる。それがいい」

その印象が一昨年、変わった。姉に認知症症状が出たため制度を利用することになり、三たび後見人の候補者になった。姉の夫も高齢で、普段から通帳などは男性が管理していた。後見人になるのに親族から異論は出なかった。

ところが家裁に申し立てると、弁護士を後見人にする意向を伝えられた。2度の経験と、今回も無報酬で担うことを伝え、理由を尋ねたが回答はなかった。

拒むと「後見制度支援信託」の利用を提案された。本人の財産のうち、日常の支払いをする預貯金は後見人が管理し、普段使わないお金は別にして金融機関に信託しておく仕組みだ。

いったん専門家が後見人になるものの、手続き後に辞任し、親族に後見業務を引き継ぐのが

信託や預貯金 仕組みに困惑



姉の後見人になれなかった男性。制度に不満を募らせている

一般的。支援信託を使わず弁護士が就いて業務を続けられ、報酬支払いが長期にわたる。考えてみることにした。

男性は支援信託を取り扱っている銀行を訪ねた。そこで、破綻時の元本保証は1千万円までと言われた。

姉は複数の銀行にお金を預けている。「今の預金を解約し、

まとめて信託するのに、どうして全額が守られないのか」。金融機関によっては手数料がかかる。額が異なることも知った。

家裁に不満を言うこと、支援信託と似た枠組みで預貯金形式の「後見制度支援預貯金」もあると教えられた。こちらも口座開設に手数料がかかることがあると知り驚いた。

16万5千円、3万3千円、5

5000円。金額は銀行でまちまちだった。「なぜ口座をつくるのお金がかかるのか。成年後見は全国統一の制度なのに、料金がばらばらなのもおかしい」。姉が利用する金融機関では支援預貯金を扱っていないのも疑問に感じた。

金融庁によると、支援信託や支援預貯金は民間のサービスであり、手数料の徴収や金額設定

手数料が発生／報酬負担どうする

は市場に委ねられている。特に基準は示していないという。支援信託は2012年に始まったが、「信託銀行の店舗が身

そんな中、保護が必要な人や家族に、制度の枠外で対応する動きも出てきた。全国銀行協会(全銀協)は今年2月、判断能力が低下した高齢顧客の預金引き出しを、法的な代理人でない親族に条件付き

後見制度支援信託 成年後見制度を利用する本人の財産のうち、普段使わないお金を金融機関に信託する仕組み。後見人による財産の使い込みを防ぐ利点がある。家裁は利用を検討する場合、専門家を後見人に選任し、その専門家が信託する財産の額を決めて金融機関と契約を結ぶ。契約後は引き出しや解約に家裁の許可が必要。利用する場合、金融機関が定める手数料と、信託契約の締結を手掛けた専門職後見人への報酬支払いが必要になる。

ワードBOX

生きる。働く

で認める考えを発表した。預金の引き出しは本人の意思確認が必要で、基本的に家族でも認められない。それを本人の医療費や施設入居費などに充てる場合に限り認める。家族に二一があるためだ。高齢の身内がいても家裁への申し立ては避けたい市民。それに代えて柔軟な対応を始めた金融業界。制度を巡る現状を象徴する動きだった。三たび後見人候補者となった男性は、全銀協の考え方を「一歩前進だが、まず制度を使いやすくするのが先。今は本人の財産を食いつぶす形になっている」。昨年、支援信託の利用でなく弁護士が後見人になった。この夏に初めて報酬を請求される。姉の財産などから試算すると「1年間で70万円くらいになるのでは...」後見人の人選で、国は親族の選任や柔軟な交代など、利点を感じやすい制度づくりを進める。一方、第三者への費用負担を嫌う市民感情にはどう応えるか。日本司法書士会連合会は会長声明で、報酬負担によって生活困窮者が制度を利用しづらい点に触れつつ、「公費による報酬の助成制度を充実させることも重要だが、成年後見人の報酬は本人の財産から賄うべきものとする仕組みの見直しが必要」と提言している。

(編集委員・河野賢治)